

松阪市立小中学校再編活性化計画

令和 6 年 8 月 松阪市教育委員会

目 次

【1】「松阪市立小中学校再編活性化計画」策定までの経過	1
（1）「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を受けて	
（2）松阪市学校規模適正化等に関する検討委員会による答申	
（3）松阪市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針	
【2】松阪市立小中学校再編活性化計画	
（1）「松阪市立小中学校再編活性化計画」の策定	2
（2）検討開始時期	2
（3）対象校	2
（4）学校活性化協議会と準備部会による検討・調整	6
（5）その他	6
<資料集>	
【資料1】「松阪市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」の概要	7
【資料2】準備部会の構成（例）	9
【資料3】各小学校の学級数・児童数の現状と将来推計（令和5年5月1日現在）	10
【資料4】各中学校の学級数・生徒数の現状と将来推計（令和5年5月1日現在）	12
【資料5】再編活性化対象校の該当／計画期間（中学校区別）（選定：令和5年5月1日時点）	13

【1】「松阪市立小中学校再編活性化計画」策定までの経過

(1)「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を受けて

平成 27 年に文部科学省が示した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」によると、学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、地域社会の担い手としての基本的資質を養うことを目的としており、単に教科等の知識や技能の習得だけでなく、児童生徒が集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になります。そうした教育を学校において行うためには、児童生徒集団の確保や、経験年数、専門性、男女比などバランスの取れた教職員集団の確保が望ましいと考えられることから、一定の学校規模の確保が重要となるという趣旨が述べられています。

(2) 松阪市学校規模適正化等に関する検討委員会による答申

松阪市においても、児童生徒数の減少に起因する学校の小規模化が進んでおり、学校教育法施行規則で定める標準規模に満たない規模の学校が多く存在しています。

学校の小規模化に伴う課題を解消し、教育の質の充実と、子どもたちにとってより良い教育活動や学校運営を継続していくため、一定の学校規模の確保をめざして小中学校の再編活性化に向けた取組を進める必要があります。

このため、松阪市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、令和 2(2020)年 7 月、「松阪市学校規模適正化等に関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）」を設置しました。

検討委員会は、松阪市がめざす学校教育を実現するための望ましい教育環境に重点を置き、「次代を担う子どもたちにとってより良い教育環境とは何か」という視点に立って、議論を重ねてきました。そして、12 回にわたる議論を経て、令和 4(2022)年 10 月に「松阪市立小中学校の適正規模及び適正配置について」答申がなされました。

(3) 松阪市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針

教育委員会は、検討委員会による答申を尊重する形で、令和 5(2023)年 3 月、松阪市がめざす学校教育と教育環境、松阪市における適正な学校規模の考え方を定めるとともに、適正化を検討する範囲やその方策に加え、課題や配慮すべき事項などを取りまとめた「松阪市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針（以下「基本方針」という。）」を策定しました。（【資料 1】参照）

この基本方針では、「松阪市立小中学校再編活性化計画」を策定するとともに、対象校とその関係校が含まれる地域ごとに、適正化の具体的な方策、その手順、実施時期等を示した「個別実施計画」を策定し、公表することとしています。

【2】松阪市立小中学校再編活性化計画

（１）「松阪市立小中学校再編活性化計画」の策定

教育委員会では、基本方針に基づき、今後の一定期間における小中学校の適正規模及び適正配置について、検討開始時期や対象校などを具体的に示すため、「松阪市立小中学校再編活性化計画（以下「再編活性化計画」という。）」をここに策定します。

（２）検討開始時期

再編活性化の検討開始時期は、大きく４つに分類し、令和５年度からを第１期、第１期終了後以降をそれぞれ第２期～第４期として進めていくこととします。

ただし、対象校が隣接している場合、中学校区全体など一体的に検討する必要がある場合や、各校区における人口動態その他地域の状況等の変化により考慮すべき事項が生じた場合は、検討開始時期を変更する場合があります。

検討開始時期		対象校（※対象校の選定年度：令和５年度）	目的
短期的な取組	第１期 （令和５年度～）	令和４年度・令和５年度時点において複式学級が発生している学校	現存する複式学級の解消
	第２期 （第１期終了後～）	令和１１年度までに複式学級が発生することが見込まれる学校	将来的な複式学級の抑制
中長期的な取組	第３期 （第２期終了後～）	令和４年度・令和５年度時点において２０人未満単学級※ ^１ である学校	現存する２０人未満単学級の解消
	第４期 （第３期終了後～）	令和１１年度までに２０人未満単学級になることが見込まれる学校	将来的な２０人未満単学級の抑制

（３）対象校

各検討開始時期における対象校は、次のとおりとします（※対象校の選定年度：令和５年度）。対象校（関係校を含む。）ごとに協議を開始し、当該協議の方向性が整い次第、適正化の方策、その手順、実施時期等を示した「個別実施計画」を策定していきます。

※^１ ２０人未満単学級＝「松阪市として最低限確保したい学校規模」（各学年１学級以上、１学級２０人程度、全校で１２０人）を下回っている学校規模のこと。

■第1期（令和5年度～）

対象校	事由	同一中学校区内の学校
松ヶ崎小学校	令和5年度時点で複式学級あり	米ノ庄小学校 天白小学校 鵜小学校(第3期) 小野江小学校 三雲中学校
	※松ヶ崎小学校の検討内容によっては、中学校区全体で一体的に検討する場合もある	
東黒部小学校 西黒部小学校 機殿小学校 漕代小学校	令和5年度時点で複式学級あり 令和5年度時点で複式学級あり 令和5年度時点で複式学級あり 令和5年度時点で複式学級あり	朝見小学校(第3期) 掬水小学校 東部中学校
	※中学校区内6小学校のうち5校が対象校であるため、第1期において、中学校区全体で一体的に検討する	
南小学校	令和4年度及び令和6年度に複式学級あり	大江中学校(第3期)
	※中学校区内すべての学校が対象校であるため、第1期において、中学校区全体で一体的に検討する	
香肌小学校	令和5年度時点で複式学級あり	宮前小学校(第2期) 飯高中学校(第3期) (川俣小学校 休校中) (波瀬小学校 休校中)
	※中学校区内すべての学校が対象校であるため、第1期において、中学校区全体で一体的に検討する	

■第2期（第1期終了後～）

対象校	事由	同一中学校区内の学校
阿坂小学校	令和11年度までに複式学級の見込	松江小学校 伊勢寺小学校(第4期) 松尾小学校 西中学校
	※阿坂小学校の検討内容によっては、中学校区全体で一体的に検討する場合もある	
柿野小学校	令和11年度までに複式学級の見込	粥見小学校(第3期) 飯南中学校 (仁柿小学校 休校中) (有間野小学校 休校中)
	※中学校区内2小学校がともに対象校であるため、第2期において、中学校区全体で一体的に検討していく	
宮前小学校	令和11年度までに複式学級の見込	香肌小学校(第1期) 飯高中学校(第3期) (川俣小学校 休校中) (波瀬小学校 休校中)
	※中学校区内すべての学校が対象校であるため、第1期において、中学校区全体で一体的に検討する	

■第3期（第2期終了後～）

対象校	事由	同一中学校区内の学校
朝見小学校	令和5年度時点で20人未満単学級あり	東黒部小学校(第1期) 西黒部小学校(第1期) 機殿小学校(第1期) 漕代小学校(第1期) 掃水小学校 東部中学校
	※中学校区内6小学校のうち5校が対象校であるため、第1期において、中学校区全体で一体的に検討する	
大河内小学校	令和5年度時点で20人未満単学級あり	花岡小学校 山室山小学校 松尾小学校 中部中学校
	※大河内小学校の検討内容によっては、中学校区全体で一体的に検討する場合もある	
中原小学校	令和5年度時点で20人未満単学級あり	豊地小学校(第4期) 豊田小学校(第4期) 中川小学校 嬉野中学校
	※中原小学校の検討内容によっては、中学校区全体で一体的に検討する場合もある	
鵜小学校	令和5年度時点で20人未満単学級あり	松ヶ崎小学校(第1期) 米ノ庄小学校 天白小学校 小野江小学校 三雲中学校
	※第1期で検討する松ヶ崎小学校の検討内容によっては、中学校区全体で一体的に検討する場合もある	
粥見小学校	令和5年度時点で20人未満単学級あり	柿野小学校(第2期) 飯南中学校 (仁柿小学校 休校中) (有間野小学校 休校中)
	※中学校区内2小学校がともに対象校であるため、第2期において、中学校区全体で一体的に検討していく	
大江中学校	令和5年度時点で20人未満単学級あり	南小学校(第1期)
	※中学校区内すべての学校が対象校であるため、第1期において、中学校区全体で一体的に検討する	
飯高中学校	令和5年度時点で20人未満単学級あり	香肌小学校(第1期) 宮前小学校(第2期)
	※中学校区内すべての学校が対象校であるため、第1期において、中学校区全体で一体的に検討する	

■第4期（第3期終了後～）

対象校	事由	同一中学校区内の学校
第一小学校	令和11年度までに20人未満単学級の見込	第二小学校 第三小学校 幸小学校 殿町中学校
	※第一小学校の検討内容によっては、中学校区全体で一体的に検討する場合もある	
伊勢寺小学校	令和11年度までに20人未満単学級の見込	松江小学校 阿坂小学校(第2期) 松尾小学校 西中学校
	※第2期で検討する阿坂小学校の検討内容によっては、中学校区全体で一体的に検討する場合もある	
豊地小学校 豊田小学校	令和11年度までに20人未満単学級の見込 令和11年度までに20人未満単学級の見込	中原小学校(第3期) 中川小学校 嬉野中学校
	※第3期で検討する中原小学校の検討内容によっては、中学校区全体で一体的に検討する場合もある	

■対象校以外の学校

これらの学校は、計画期間中において「松阪市として最低限確保したい学校規模^{※1}」を維持していくことが見込まれることから、現段階においては再編活性化の対象外とします。ただし、対象校が隣接している場合、中学校区全体など一体的に検討する必要がある場合や、各校区における人口動態その他地域の状況等の変化により考慮すべき事項が生じた場合は、再編活性化の検討を開始する場合があります。

中学校区	学校名
殿町	殿町中学校、第二小学校、第三小学校、幸小学校
鎌田	鎌田中学校、第四小学校、港小学校、第二小学校、第五小学校
久保	久保中学校、徳和小学校、第二小学校、第五小学校
中部	中部中学校、花岡小学校、山室山小学校、松尾小学校
大江	－
東部	東部中学校、掃水小学校
西	西中学校、松江小学校、松尾小学校
嬉野	嬉野中学校、中川小学校
三雲	三雲中学校、米ノ庄小学校、天白小学校、小野江小学校
飯南	飯南中学校
飯高	－
(多気)	射和小学校

※1 松阪市として最低限確保したい学校規模（下限の目安）

＜小学校＞ 6学級以上（各学年1学級以上） 1学級20人程度（全学年120人程度）

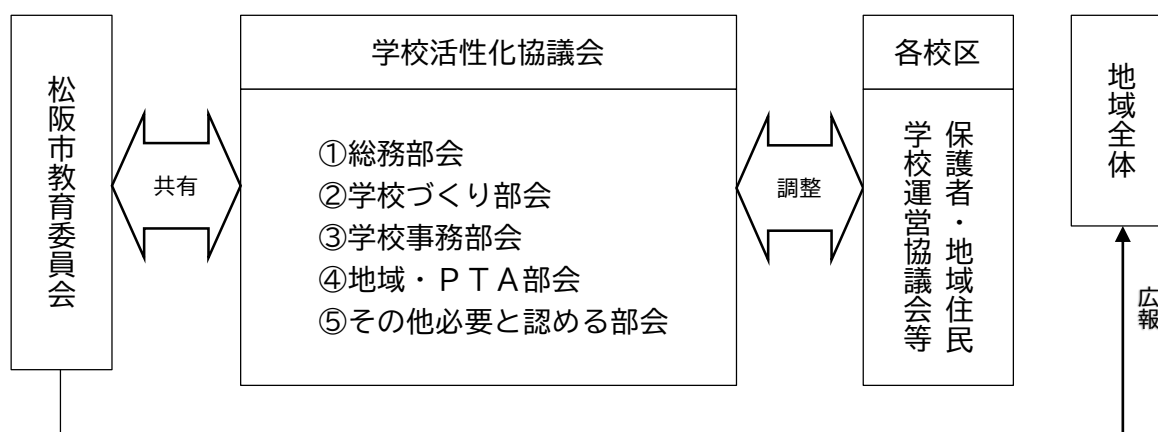
＜中学校＞ 3学級以上（各学年1学級以上） 1学級20人程度（全学年60人程度）

(4) 学校活性化協議会と準備部会による検討・調整

協議項目の検討・調整を円滑に進めるため、個別実施計画を策定する際には、学校活性化協議会と必要な準備部会の設置を盛り込むものとします。

学校活性化協議会と必要な準備部会では、再編活性化に関わり協議すべき事項の検討・調整を図るとともに、教育委員会と情報共有を図っていきます。

なお、準備部会としては、総務部会、学校づくり部会、学校事務部会、地域・PTA部会のほか、必要に応じて、新たな部会を設置することができるものとします。〔資料2〕参照)



(5) その他

再編活性化計画は、国の法令や三重県によって定められている学級編制基準をはじめ、基本方針や再編活性化計画の考え方に大きく影響を及ぼすような制度改正が生じた場合や、各校区における人口動態その他地域の状況等の変化により考慮すべき事項が生じた場合は、適宜、見直しを行うこととします。

<資料集>

【資料１】「松阪市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」の概要

（１）学校規模適正化を検討する範囲（対象校）

「国による望ましい学校規模※^１」を確保することが適正規模の基本としつつも、松阪市の場合は、通学区域の調整や学校の統合再編などを行ったとしても、実質的に「国による望ましい学校規模」を確保することが困難な学校が多く存在しています。

よって、各学年少なくとも１学級以上を確保し、単学級であっても４～５の小グループを編成しての学習が可能となる、１学級２０人程度を「松阪市として最低限確保したい学校規模（下限の目安）」と設定し、この学校規模を現時点で既に下回っている、あるいは、６年後までに下回ると見込まれる学校を、学校規模適正化を検討する範囲（対象校）とします。

学校規模適正化を検討する範囲（対象校）	
「松阪市として最低限確保したい学校規模」を既に下回っている、あるいは、下回ると見込まれる学校	
※松阪市として最低限確保したい学校規模（下限の目安）	
＜小学校＞	６学級以上（各学年１学級以上） １学級２０人程度（全学年１２０人程度）
＜中学校＞	３学級以上（各学年１学級以上） １学級２０人程度（全学年６０人程度）
【参考】国による望ましい学校規模	
＜小学校＞	１２～１８学級（各学年２～３学級） １学級３５人以下
＜中学校＞	９～１８学級（各学年３～６学級） １学級４０人以下

（２）学校規模適正化の方策

適正な学校規模を実現するための方策については、「通学区域の見直し」と「隣接校との統合」の２つとします。

ただし、これらの方策を当てはめると、児童生徒の学びに大きな影響を及ぼす可能性のあると考えられる場合については、学校の小規模化に伴う課題を緩和し、教育効果を高めるその他の方策を検討する場合があります。

※^１ 法令では、学校規模の標準を学級数により設定している。標準学級数は、小中学校ともに「１２学級以上１８学級以下」とされているが、「地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない」という弾力的なものとなっている。【学校教育法施行規則第４１条及び第７９条】

また、望ましい学級数の考え方として、「小学校：１学年２学級以上（１２学級以上）」、「中学校：１学年３学級以上（９学級以上）」とされている。【文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」（９ページ）】

学校規模適正化の方策

(1) 通学区域の見直し

原則、同一中学校区内での実施が望ましい。
国道、河川、鉄道等の地理的要素も勘案して検討する。

(2) 隣接校との統合

3校以上や中学校区全体で検討する場合もあり得る。
原則、既存の学校施設を活用することとし、
大規模改修の際には、将来を見越して計画的かつ効率的に実施する。

(3) その他の方策

対象校が、地理的条件等により(1)(2)の手法が困難な場合や、
他にはないような特徴的な学びの形態を有する場合に検討する手法
①小中一貫教育、②小規模特認校制度、③特色あるカリキュラムの編成 など

(3) 検討時期

対象校において、「松阪市として最低限確保したい学校規模」を下回っている度合いに差異があることから、優先順位を付けて検討を開始することとします。

①短期的な取組

児童生徒数が極端に少なく、2つの学年で1つの学級編制となる複式学級では、一般的に小規模化に起因する課題が顕著になりやすいとされていることから、まず複式学級の解消を最優先課題として、現時点で既に複式学級を有する学校、あるいは、6年後までに複式学級を有することが見込まれる学校について、早急に学校規模適正化の検討を開始します。

②中長期的な取組

現時点で既に20人未満単学級^{※2}である学校、あるいは、6年後までに20人未満単学級になることが見込まれる学校については、短期的な取組に続いて検討を開始します。

^{※2} 20人未満単学級＝「松阪市として最低限確保したい学校規模」（各学年1学級以上、1学級20人程度、全校で120人）を下回っている学校規模のこと。

【資料２】準備部会の構成（例）

部会名	構成	主な協議事項
総務部会	地域住民 学校長	① 校名、校章、校歌等に関する事 ② 閉校、開校の式典行事に関する事 ③ 学校の沿革に関する事 ④ 学校施設、跡地の活用に関する事 ⑤ その他、総務部会に関する事項
学校づくり部会	学校職員	① 児童及び保護者の環境変化への対応に関する事 ② 学校間における交流学习に関する事 ③ 教育目標、学校運営方針、校則、指定品に関する事 ④ 教育課程、教室配置、学校行事に関する事 ⑤ 校務分掌、組織その他学校運営に関する事 ⑥ 児童会、生徒会に関する事 ⑦ その他、学校づくり部会に関する事項
学校事務部会	学校職員	① 学校予算に関する事 ② 学校図書に関する事 ③ 教材・教具、学校備品に関する事 ④ 保存文書に関する事 ⑤ 学校事務に関する事 ⑥ 学校間の移転計画に関する事 ⑦ 学校保健に関する事（備品等の整理を含む） ⑧ 学校給食に関する事（備品等の整理を含む） ⑨ その他、学校事務部会に関する事項
地域・ＰＴＡ部会	学校運営協議会 保護者 学校管理職	① 通学路、緊急下校時体制等に関する事 ② スクールバスに関する事 ③ 放課後児童クラブに関する事 ④ コミュニティ・スクールに関する事 ⑤ ＰＴＡ組織に関する事 ⑥ その他、地域・ＰＴＡ部会に関する事
その他		各部会間の調整を担当する「全体調整部会」など （必要に応じて設置することができる。）

- ・事務局は、学校活性化推進室が担当する。
- ・『学校活性化協議会だより』の発行により、各準備部会での調整事項を地域全体へ周知していく。（教育委員会が発行）

【資料3】各小学校の学級数・児童数の現状と将来推計（令和5年5月1日現在）

●学級数・児童数の現状

（学校基本調査）

小学校	全体		1年		2年		3年		4年		5年		6年		特別支援	
	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童
第一	7 (6)	125 (122)	1	9	1	10	1	22	1	21	1	24	1	36	1	3
第二	9 (6)	187 (165)	1	30	1	31	1	24	1	32	1	29	1	19	3	22
第三	12 (8)	210 (194)	1	35	2	38	1	18	2	39	1	34	1	30	4	16
第四	21 (16)	471 (444)	3	73	3	94	3	74	2	69	2	48	3	86	5	27
第五	22 (17)	522 (499)	2	67	3	84	3	74	3	83	3	90	3	101	5	23
幸	18 (14)	441 (422)	3	79	2	69	2	64	2	66	2	55	3	89	4	19
松江	15 (12)	333 (313)	2	49	2	68	2	58	2	45	2	43	2	50	3	20
伊勢寺	9 (6)	163 (150)	1	21	1	30	1	19	1	20	1	40	1	20	3	13
阿坂	7 (6)	67 (66)	1	16	1	10	1	8	1	13	1	7	1	12	1	1
松ヶ崎	5 (4)	36 (35)	1	6	0	4	1	5	0	4	1	9	1	7	1	1
港	11 (9)	245 (238)	1	33	2	46	2	37	1	31	1	38	2	53	2	7
東黒部	5 (4)	37 (35)	1	5	0	6	1	7	0	5	1	5	1	7	1	2
西黒部	6 (5)	63 (60)	1	12	1	8	1	10	0	9	1	6	1	15	1	3
機殿	4 (3)	36 (35)	0	4	1	4	0	8	1	6	0	7	1	6	1	1
朝見	7 (6)	85 (82)	1	12	1	6	1	20	1	11	1	18	1	15	1	3
掃水	8 (6)	193 (183)	1	28	1	27	1	32	1	26	1	37	1	33	2	10
漕代	6 (5)	59 (54)	1	10	0	6	1	5	1	13	1	7	1	13	1	5
花岡	22 (18)	549 (525)	4	116	3	76	3	78	3	87	2	72	3	96	4	24
松尾	13 (10)	240 (229)	1	29	2	37	2	44	1	32	2	44	2	43	3	11
大河内	7 (6)	77 (74)	1	16	1	7	1	12	1	13	1	8	1	18	1	3
南	7 (6)	53 (51)	1	4	1	10	1	8	1	10	1	7	1	12	1	2
射和	7 (6)	168 (163)	1	23	1	30	1	24	1	24	1	36	1	26	1	5
山室山	23 (18)	569 (549)	3	81	3	88	3	85	3	98	3	102	3	95	5	20
徳和	26 (19)	671 (637)	3	101	3	100	3	95	3	100	4	127	3	114	7	34
豊地	9 (6)	169 (158)	1	26	1	29	1	23	1	23	1	33	1	24	3	11
中川	21 (18)	598 (580)	3	94	3	96	3	96	3	97	3	95	3	102	3	18
豊田	7 (6)	145 (140)	1	24	1	26	1	22	1	15	1	28	1	25	1	5
中原	7 (6)	116 (114)	1	17	1	15	1	17	1	24	1	20	1	21	1	2
天白	19 (14)	443 (415)	2	57	3	78	3	72	2	66	2	75	2	67	5	28
鵠	7 (6)	91 (88)	1	11	1	18	1	10	1	16	1	21	1	12	1	3
小野江	11 (9)	225 (215)	1	30	1	23	2	38	2	37	1	35	2	52	2	10
米ノ庄	8 (7)	212 (207)	2	40	1	25	1	33	1	34	1	37	1	38	1	5
柿野	6 (6)	75 (75)	1	11	1	8	1	12	1	11	1	14	1	19	0	0
粥見	8 (6)	82 (78)	1	13	1	15	1	13	1	9	1	15	1	13	2	4
香肌	3 (3)	19 (19)	0	3	1	5	0	2	1	3	0	4	1	2	0	0
宮前	7 (6)	67 (64)	1	14	1	9	1	9	1	12	1	9	1	11	1	3
合計	390 (309)	7,842 (7,478)	51	1,199	52	1,236	53	1,178	49	1,204	49	1,279	55	1,382	81	364

※（ ）内は、普通学級の学級数と児童数。学級数は国の標準学級基準にて算出（三重県基準は用いず）。

●学級数・児童数の将来推計（令和 5～11 年度）

（学校基本調査）

小学校	R5		R6		R7		R8		R9		R10		R11	
	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童
第一	6	122	6	101	6	92	6	87	6	77	6	84	6	92
第二	6	165	6	181	6	186	7	194	8	208	9	214	10	221
第三	8	194	8	189	8	184	8	184	8	190	7	174	7	161
第四	16	444	15	423	16	456	17	461	17	470	18	488	19	527
第五	17	499	17	481	17	470	17	461	16	454	15	440	15	443
幸	14	422	13	389	13	385	13	380	13	369	13	361	12	343
松江	12	313	12	316	12	316	12	316	12	309	12	288	12	286
伊勢寺	6	150	6	154	6	138	6	144	6	135	6	119	6	112
阿坂	6	66	6	60	6	64	6	59	6	64	6	58	5	46
松ヶ崎	4	35	4	33	4	30	4	32	4	32	3	29	3	24
港	9	238	8	209	9	210	10	222	10	231	9	217	9	216
東黒部	4	35	4	33	4	34	4	41	4	40	4	36	3	33
西黒部	5	60	5	53	6	57	6	57	6	53	5	55	5	53
機殿	3	35	4	39	4	42	4	45	5	42	4	40	4	38
朝見	6	82	6	85	6	84	6	80	6	77	6	80	6	77
掬水	6	183	6	179	6	170	6	166	6	155	6	149	6	142
漕代	5	54	5	54	5	54	5	51	5	59	6	57	5	51
花岡	18	525	18	527	20	563	20	575	20	593	20	600	19	567
松尾	10	229	9	213	8	188	8	178	7	153	6	141	6	137
大河内	6	74	6	66	6	67	6	65	6	61	6	61	5	52
南	6	51	5	47	5	46	4	44	4	50	4	48	5	52
射和	6	163	6	164	6	157	6	147	6	152	6	145	6	145
山室山	18	549	18	528	18	524	17	482	17	472	16	446	15	427
徳和	19	637	19	617	18	594	18	586	18	586	18	584	18	581
豊地	6	158	6	156	6	144	6	139	6	140	6	123	6	109
中川	18	580	18	576	18	567	18	545	18	531	18	514	18	499
豊田	6	140	6	140	6	137	6	145	6	137	6	123	6	111
中原	6	114	6	109	6	104	6	96	6	100	6	94	6	86
天白	14	415	14	410	15	412	15	394	14	369	13	338	13	328
鵠	6	88	6	94	6	86	6	84	6	86	6	83	6	87
小野江	9	215	9	199	10	204	9	196	8	189	8	191	8	186
米ノ庄	7	207	7	195	7	183	7	170	7	153	7	148	6	128
柿野	6	75	6	63	6	63	6	57	6	50	5	48	5	42
粥見	6	78	6	77	6	75	6	73	6	73	6	70	6	69
香肌	3	19	3	18	3	18	3	18	3	17	3	12	2	9
宮前	6	64	6	56	6	56	5	47	5	47	4	41	3	30
合計	309	7,478	305	7,234	310	7,160	309	7,021	307	6,924	299	6,699	292	6,510

※学級数・児童数は普通学級のみ。学級数は国の標準学級基準にて算出（三重県基準は用いず）。

【資料4】各中学校の学級数・生徒数の現状と将来推計（令和5年5月1日現在）

●学級数・生徒数の現状

（学校基本調査）

中学校	全体		1年		2年		3年		特別支援	
	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒
殿町	17 (12)	421 (400)	4	125	4	141	4	134	5	21
鎌田	13 (10)	374 (357)	3	113	4	125	3	119	3	17
久保	25 (18)	681 (649)	6	220	6	214	6	215	7	32
東部	9 (7)	240 (233)	2	67	3	92	2	74	2	7
中部	21 (17)	608 (586)	5	176	6	204	6	206	4	22
大江	4 (3)	32 (31)	1	8	1	12	1	11	1	1
西	13 (11)	392 (384)	4	131	3	120	4	133	2	8
嬉野	18 (14)	543 (524)	4	155	5	175	5	194	4	19
三雲	19 (15)	559 (539)	5	187	5	169	5	183	4	20
飯南	4 (3)	85 (81)	1	31	1	23	1	27	1	4
飯高	4 (3)	54 (51)	1	18	1	22	1	11	1	3
合計	147 (113)	3,989 (3,835)	36	1,231	39	1,297	38	1,307	34	154

※（ ）内は、普通学級の学級数と生徒数。学級数は国の標準学級基準にて算出（三重県基準は用いず）。

●学級数・生徒数の将来推計（令和5～11年度）

（学校基本調査）

中学校	R5		R6		R7		R8		R9		R10		R11	
	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒
殿町	12	400	12	405	12	414	11	409	10	386	9	340	10	341
鎌田	10	357	11	389	10	369	10	368	10	348	11	393	11	399
久保	18	649	18	670	18	691	18	688	17	650	17	623	17	614
東部	7	233	8	257	8	251	8	259	8	244	7	218	7	214
中部	17	586	18	627	18	639	19	689	18	651	18	646	19	661
大江	3	31	3	31	3	27	3	29	3	26	3	28	3	27
西	11	384	10	349	10	336	9	293	9	294	9	301	9	318
嬉野	14	524	14	516	14	533	15	549	15	527	15	511	15	506
三雲	15	539	16	562	16	577	16	578	15	541	15	530	14	496
飯南	3	81	3	86	3	92	3	81	3	74	3	68	3	72
飯高	3	51	3	53	3	44	3	40	3	37	3	35	3	38
合計	113	3,835	116	3,945	115	3,973	115	3,983	111	3,778	110	3,693	111	3,686

※学級数・生徒数は普通学級のみ。学級数は国の標準学級基準にて算出（三重県基準は用いず）。

【資料 5】再編活性化対象校の該当／計画期間（中学校区別）

（選定：令和 5 年 5 月 1 日 時点）

中学校区	学校名	対象の該当／計画期間	該当事由
殿町	殿町中学校 第一小学校 第二小学校 第三小学校 幸小学校	対象外 対象 / 第 4 期 対象外 対象外 対象外	令和 11 年度までに 20 人未満単学級の見込み
	※第一小学校の検討内容によっては、中学校区全体で一体的に検討する場合もある		
鎌田	鎌田中学校 第四小学校 港小学校 第一小学校 第二小学校 第五小学校	対象外 対象外 対象外 対象 / 第 4 期 対象外 対象外	令和 11 年度までに 20 人未満単学級の見込み
久保	久保中学校 徳和小学校 第二小学校 第五小学校	対象外 対象外 対象外 対象外	
中部	中部中学校 花岡小学校 山室山小学校 大河内小学校 松尾小学校	対象外 対象外 対象外 対象 / 第 3 期 対象外	令和 5 年度時点で 20 人未満単学級あり
	※大河内小学校の検討内容によっては、中学校区全体で一体的に検討する場合もある		
大江	大江中学校 南小学校	対象 / 第 3 期 対象 / 第 1 期	令和 5 年度時点で 20 人未満単学級あり 令和 4 年度及び令和 6 年度に複式学級あり
	※校区内すべての学校が対象校であるため、第 1 期において、中学校区全体で一体的に検討する		
東部	東部中学校 東黒部小学校 西黒部小学校 機殿小学校 朝見小学校 掃水小学校 漕代小学校	対象外 対象 / 第 1 期 対象 / 第 1 期 対象 / 第 1 期 対象 / 第 3 期 対象外 対象 / 第 1 期	令和 5 年度時点で複式学級あり 令和 5 年度時点で複式学級あり 令和 5 年度時点で複式学級あり 令和 5 年度時点で 20 人未満単学級あり 令和 5 年度時点で複式学級あり
	※校区内 6 小学校のうち 5 校が対象校であるため、第 1 期において、中学校区全体で一体的に検討する		

中学校区	学校名	対象の該否／計画期間	該当事由
西	西中学校 松江小学校 伊勢寺小学校 阿坂小学校 松尾小学校	対象外 対象外 対象 ／ 第 4 期 対象 ／ 第 2 期 対象外	令和 11 年度までに 20 人未満単学級の見込み 令和 11 年度までに複式学級発生の見込み
	※阿坂小学校の検討内容によっては、中学校区全体で一体的に検討する場合もある		
嬉野	嬉野中学校 豊地小学校 中川小学校 豊田小学校 中原小学校	対象外 対象 ／ 第 4 期 対象外 対象 ／ 第 4 期 対象 ／ 第 3 期	令和 11 年度までに 20 人未満単学級の見込み 令和 11 年度までに 20 人未満単学級の見込み 令和 5 年度時点で 20 人未満単学級あり
	※中原小学校の検討内容によっては、中学校区全体で一体的に検討する場合もある		
三雲	三雲中学校 松ヶ崎小学校 米ノ庄小学校 天白小学校 鵠小学校 小野江小学校	対象外 対象 ／ 第 1 期 対象外 対象外 対象 ／ 第 3 期 対象外	令和 5 年度時点で複式学級あり 令和 5 年度時点で 20 人未満単学級あり
	※松ヶ崎小学校の検討内容によっては、中学校区全体で一体的に検討する場合もある		
飯南	飯南中学校 粥見小学校 柿野小学校 仁柿小学校 有間野小学校	対象外 対象 ／ 第 3 期 対象 ／ 第 2 期 — —	令和 5 年度時点で 20 人未満単学級あり 令和 11 年度までに複式学級発生の見込み (休校中) (休校中)
	※校区内 2 小学校がともに対象校であるため、第 2 期において、中学校区全体で一体的に検討していく		
飯高	飯高中学校 宮前小学校 香肌小学校 川俣小学校 波瀬小学校	対象 ／ 第 3 期 対象 ／ 第 2 期 対象 ／ 第 1 期 — —	令和 5 年度時点で 20 人未満単学級あり 令和 11 年度までに複式学級発生の見込み 令和 5 年度時点で複式学級あり (休校中) (休校中)
	※校区内すべての学校が対象校であるため、第 1 期において、中学校区全体で一体的に検討する		
(多気)	射和小学校	対象外	